

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面5年間（令和2年度～令和6年度）の考え方～

北海道有珠郡壮瞥町

本町の森林面積は13,597ヘクタールと総面積の6割以上を占めており、そのうち民有林は約7,263ヘクタール、町有林を除く一般民有林(私有林等)は約6,010ヘクタールあります。

町では、この恵まれた森林資源を保持するため、これまで、国や道の森林整備事業等を利用し、森林の整備を進めてきました。しかしながら、森林所有者の高齢化や採算性の悪化による経営意欲の低下などから、整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。また、間伐・皆伐時における作業道の無秩序な開設や作業道の管理放棄などにより、適正な森林施業や健全な森林の保全が課題となっています。

以上のことから、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

森林経営計画を作成し、所有者自らが計画的に整備を進めている森林を対象に、森林環境譲与税を活用して民有林の整備を一層推進します。また、森林整備事業等の効率化に資するため、林道や作業道の維持管理を推進します。

2 木材利用の促進

町内のカラマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、町内産人工林材の付加価値向上を図るため、町内の公共施設や民間施設等の木造化・木質化の促進に努めます。

3 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民等の理解の促進を図るため、啓発活動などに努めます。